

ひろしまブランドショップT A U店舗催事出展要領

令和6年5月
広島県商工労働局観光課

1 要旨

ひろしまブランドショップT A U催事スペースにおける催事出展要領を次のとおり定める。

2 出展内容

- (1) 販 売 形 態：自主販売又は運営事業者の委託販売
*運営事業者の委託販売については、試食・試飲対応不可
- (2) 利 用 期 間：応相談
- (3) 利 用 時 間：10時30分～20時00分
- (4) 送 料：出展事業者負担（発送・返送）
- (5) 荷物の搬入搬出：原則、搬入は設営前日、搬出はイベント終了直後
- (6) 設 営 ・ 撤 去：原則、設営 9時00分～10時30分、
退去19時00分～20時00分の間（応相談）
- (7) 備 品 の 利 用：別紙3記載の備品については無料貸出
- (8) 看 板 の 製 作 等：広告宣伝備品については出店事業者準備
- (9) 販 売 手 数 料：運営事業者に支払う販売手数料については以下の通りとする。
自主・委託販売：原則売上高の30%を支払うものとする。
但し、食品以外の手数料については商品に応じて協議とする。
- (10) 交通費・宿泊費：出店事業者負担
- (11) 販 売 場 所：ひろしまブランドショップT A U催事スペース

3 取扱商品の条件

販売商品については、原則以下の条件（1）～（3）を満たすものとする。

- (1) 「ひろしまブランドショップ商品取扱基本方針」に準ずる商品であること。

- ① 県産品であること（県産品とは、次のア、イのとおりとする）

- ア 農林水産物（畜産物を含む）については、広島県内で生産、収穫されたものであること

- イ 農林水産物以外の商品

- ア）主たる事業所が広島県内に所在する製造業者等が、広島県内で製造したもの

- イ）県外において製造されたものについては、その製品において重要な部分を占める原材料が広島県産であるもの

- ウ）その他、広島のブランド価値向上につながると認められるもの

- ② 次の法令について遵守されていること

- ア 食品衛生法、J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法、計量法等その他関係法令等に定める規定に違反していないこと

- イ 商品として品質・衛生管理が適正に行われていること（確認のために生産情報の記録の提出や、製造過程の衛生管理マニュアル等についての提出ができること）

- ウ PL 法（製造物責任法）に基づき、製品によって事故が発生し、その事故の発生が 製品の欠陥が原因である場合、被害者の救済ができること

- エ 特許、新実用新案等の係争中では無い商品、あるいは係争の恐れがない商品であること

(2) 自主販売については、原則T A U取扱い商品であることとするが、その他新たな販路開拓・自主テストマーケティングなどの目的に供する催事出展販売である場合には、運営事業者の判断とする。委託販売については、T A U取扱い商品に限定しないが、T A U店舗での常設販売商品の選定方法を鑑みて、委託販売期間を含めて可否を運営事業者にて判断する。

(3) 催事出展販売に適した商品であること。

① 店内での火気を使用した加熱調理（但し、I H・電子レンジ調理は除く）が必要ないもの

＊ I H調理器は、運営事業者判断で使用を認めないことがある。

② 商品自体が脆弱、溶解・腐敗しやすい商材でなく、緻密な温度管理や取扱いが必要ないもの

③ 生鮮食品（鮮魚、精肉など）については、食中毒等のリスクが十分管理されているもの

＊ 運営事業者が販売に不適であると判断したしたものについては、出展を認めないことがある。

4 出展手続き

(1) 別紙1の「店舗催事出展申込書（民間業者用）」に記入の上、メール又はFAXにて下記のひろしまブランドショップT A U運営事業者へ申し込む。

申込期日：原則店頭販売実施日の1ヶ月前（実施日まで1ヶ月以内については応相談）

【運営事業者 申請窓口】

靱スコレ・コーポレーション 担当：村上・松村

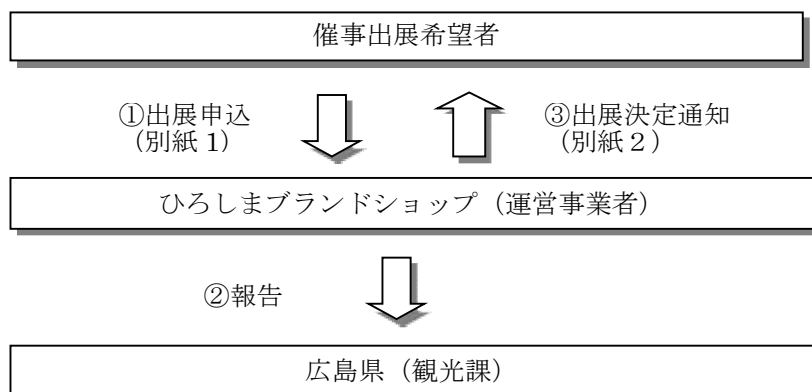
メール ①04eb1254@gmail.com（村上） ②s_matsu320@yahoo.co.jp（松村）

＊メール送付については、確認漏れ防止のため、両名への送付をお願いいたします。

FAX 03-5579-9953

(2) 運営事業者は、申込書受領後、広島県へ報告の上、出展審査を行い、店舗催事出展を決定した場合、別紙2「催事出展決定通知書」を申請者に送付する。

(3) 出展決定後は、運営事業者と出展決定者が連絡・調整を行う。



【運営事業者 連絡先】

靱スコレ・コーポレーション 担当：村上・松村

住所 〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目6-10 銀座上一ビルディング

電話 03-5579-9952 FAX 03-5579-9953

5 販売手数料の支払方法

催事終了後に運営事業者が指示する方法で販売手数料の精算を行う。

6 その他の留意事項

- (1) 銀座上一ビルディング館内細則を遵守すること。
- (2) 火気及び電熱器の使用は火災防止の観点から禁止する。(IH・電子レンジのみ可)
- (3) 反社会的組織及び関連団体、公序良俗に反する団体による販売行為は禁止する。
- (4) 出展要項各項目及び催事中の運営事業者の指示を遵守できない、又は、違反していると判断した場合は、即時催事出展を中止し、委託料の精算の上、退去を命令する。

令和6年5月29日 策定

ひろしまブランドショップT A U統括責任者 様

(住所)
申請業者名

ひろしまブランドショップT A U店舗催事出展申込書

ひろしまブランドショップT A Uへの催事出展を申し込みます。

〔店舗催事内容等〕

催 事	
催 事 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
内 容	
販 売 商 品 (保存温度も記入)	
H P 用 P R 文	
販売担当者名及び 販売人数	
持 込 器 材	
催事開催に必要な 資格及び取得者	

〔連絡先〕

ふりがな	
企業・団体名	
ふりがな	
代表者名	
担当者名	
(担当者携帯)	
(E－m a i l)	
住 所	〒 _____
電 話	
F A X	

申請企業代表者 様

申請団体代表者 様

ひろしまブランドショップT A U

統括責任者

〒104-0061 東京都中央区銀座 1-6-10
銀座上一ビルディング

ひろしまブランドショップT A U店舗催事出展決定通知書

ひろしまブランドショップT A Uへの店舗催事出展を決定しました。

なお、今後の手続き等について、弊社担当者と調整するとともに、催事実施中はこの通知書を常に携帯し、必要に応じ提示してください。

〔決定内容〕

催 事	
催 事 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
備 考	

【注意事項】

- (1) 銀座上一ビルディング館内細則を遵守すること。
- (2) ひろしまブランドショップ店舗催事出展要領を遵守すること。
- (3) 出展要項各項目及び催事中の運営事業者の指示を遵守できない、又は、違反していると判断した場合は、即時催事出展を中止し、委託料の精算の上、退去を命令する。

〔連絡先〕

ひろしまブランドショップT A U

(運営事業者) 鞆スコレ・コーポレーション

〒104-0061 東京都中央区銀座 1-6-10 銀座上一ビルディング 3 F

担当者 村上・松村

電話 03-5579-9952 FAX 03-5579-9953

店舗イベント貸出用店舗物品等一覧



入口正面什器(前面)
(サイズ上段 800×400, 中段 1000×400×300,
下段 1200×400×340)



入口正面什器(側面：レジ側)
(サイズ上段 1050×400, 中段 1250×400×300,
下段 1450×400×340)



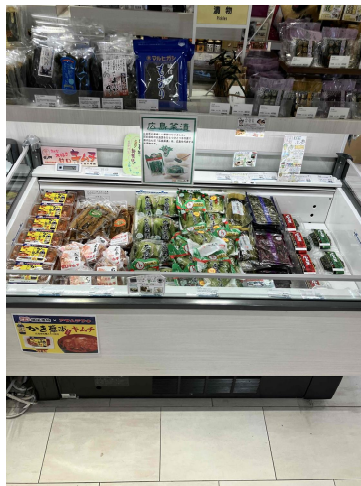
入口正面什器(側面：ひろしま Cafe 側)
(サイズ上段 1050×400, 中段 1250×400×300,
下段 1450×400×340)



冷蔵オープンケース(入口正面什器付属)
(サイズ 1100×700×250)



冷凍什器(売り場奥)
(サイズ 1800×600×250)



冷蔵ショーケース (売り場中央付近)
(サイズ 1450×700×200) の一部

別紙 3

	
電子レンジ	I Hクッキングヒーター
	
トースター	I H対応鍋
	
包丁・まな板	テーブル (サイズ 800×500×700) × 2 台

*その他、貸出が可能な備品もありますので、詳しくは運営事業者にご相談ください。